

第 52 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

日時:令和5年3月28日(火) 午後3時00分 ~ 午後4時00分

場所:庁議室

1 開 会

2 議 題

(1)市内の感染状況と今後の感染症対策等について

【会議の目的】

新型コロナウイルス感染症が5月8日で5類に移行することが示される中、感染拡大に一定の収束が見られることを受け、市内の感染状況や県からの要請事項に関する最新情報等を確認するとともに、今後の各部等の取組や課題について共有を図る。

◎保健医療課長

- ・令和5年3月20日時点の新規陽性者数累計は83,221名。職員等の陽性は2,105名。
- ・今後の主な感染症対策等については以下のとおり。

時 期	内 容
令和5年3月13日～	マスク着用の考え方、原則個人の判断へ変更
令和5年3月31日	①埼玉県PCR検査等無料化事業の終了 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県民への要請の終了 【要請内容(令和5年3月31日で終了)】 ○感染に不安を感じる場合 ・感染に不安を感じる無症状者については、ワクチン接種済者を含め、検査を受けてください。 ※ 次の3つの条件を満たす者を対象とします。 ① 発熱などの症状がない者(症状がある場合は、医療機関を受診してください。) ② ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスク等が高い環境にあるなどの理由により、感染に不安を感じる者 ③ 埼玉県内に在住する者
令和5年4月1日～	・自宅療養者リストによるパルスオキシメーター対応は埼玉県が対応 ・市は乳幼児用パルスオキシメーターや緊急を要する場合に対応
令和5年5月8日～	・幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療体制に向け、通常の対応へ段階的に移行 ・5類移行に伴い、パルスオキシメーター発送、新規陽性者数の公表は終了予定

◎副市長

感染者数の公表は全国的に無くなるのか。

◎健康推進部次長

- ・5類移行後は医療機関からの報告がなくなるので、必然的に感染者数の公表も無くなるものと考えられる。
- ・今後は季節性インフルエンザと同様、感染者の動向について、特定の医療機関による定点観測を行い、一定の数字を超えると流行期に入った旨の発表がされる形になるのではないかと。

◎市長

費用負担はどうなるのか。

◎健康推進部次長

医療費について、高額な治療薬の費用等は公費継続となるが、保険適用の上、いづらか自己負担が必要となる。季節性インフルエンザと同程度の負担をいただくのではないかと。

◎保健医療課長

個人で検査を希望する場合は費用負担がかかるが、重症化リスクが高い者が多く入所・生活する高齢者施設等でのクラスター発生時の検査は行政検査となる。

◎副市長

外出は可能ということか。今後、コロナに感染した場合の判断基準等はどうなるのか。

◎健康推進部次長

- ・5類移行後は感染症法上、外出制限はできなくなる。学校では出席をしないようお願いすることはあるかもしれないが、家を出ないようにまでは制限できない。
- ・季節性インフルエンザの場合、学校では発症した後何日か出席停止になる等、学校保健安全法施行規則で定められているため、同様の規定が設けられる可能性はあるが、社会人の場合は明確な規定がなく、一般的には自己判断になると見込まれる。
- ・会社の就業規則で、独自に出勤停止期間を定めている場合もあるようだが、職員の場合、就業規則に季節性インフルエンザでの定めがないことを踏まえると、新型コロナウイルスに対して新たに規定を定めるまでの必要性は低いと思われる。

◎健康推進部長

5月8日から新型コロナウイルスが5類に移行することにより、市が今後どのような対応をするのか整理するためにも、大型連休前に対策本部会議を開くべきだと思う。

◎総務部長

季節性インフルエンザは病休を取ることができるが、5類移行後の新型コロナウイルス感染による特別休暇の取扱いについて、具体的にどうすべきかについてはエビデンスに基づく判断が必要となるため、人事院規則等の考え方を参考に判断していきたい。

◎上下水道局長

持病等の理由でワクチン接種ができない職員への配慮として、出勤停止等の規定は必要なのか。

◎総務部長

個別の事例について、職員全体への行動指針として定めることは難しい。職員に対して何らかの発信は必要だと考えるが、これまでも季節性インフルエンザ等では職場での感染が広がらないよう適宜配慮されてきたのと同様に、個々の職員に判断してもらう必要がある。

◎こども未来部長

5類移行後の保健所の対応はどうなるのか。新型コロナウイルス感染症発生当初、PCR検査対応は保健所が対応していた。保育園等でクラスターが発生した場合は、保健所による専門的な対応が必要となる。

◎保健医療課長

感染症対応は保健所が所管する業務であり、入院調整の対応も当面継続いただくこととなっている。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種の状況について

◎新型コロナワクチン対策室長

1. 現在の接種状況

- ・オミクロン株対応ワクチン接種を中心として、従来型ワクチンによる初回接種、小児、乳幼児の接種を実施
- ・5～11歳の方が、3月8日からオミクロン株対応ワクチンを追加で接種可能
- ・オミクロン株対応ワクチンは、高齢者では高い割合で接種されているが、若い世代での接種が低調な状況

2. 令和5年度のワクチン接種について

- ・5月8日以降、重症化リスクの高い方等は、春開始接種と秋開始接種の年2回の接種を実施
- ・健康な方は秋開始接種で年1回の接種
 - ※5～11歳のオミクロン株対応ワクチン未接種の方は、春開始接種の間に1回接種可
- ・乳幼児は、1～3回目までの初回接種を令和5年度も継続。
- ・令和4年9月20日開始の「令和4年秋接種（12歳以上全員を対象としたオミクロン株対応ワクチン接種）」は令和5年5月7日で終了。
- ・個別医療機関を中心とする体制への移行を進めるため、令和5年3月末で保健センターでの集団

◎副市長

国のワクチン接種はどのようなスタンスなのか。

◎健康管理課長

65歳以上の高齢者や妊婦等、重症化リスクが高い人は接種が推奨されているが、努力義務でなくなるため、それ以外は希望する人が接種することとなる。

◎市長

季節性インフルエンザと同様に希望者のみ接種することとなるのか。

◎新型コロナワクチン対策室長

令和6年度以降は季節性インフルエンザと同様の対応になるのではないかと。

(3) 各部からの報告

◎経営企画部長

- ・5類移行後も引き続き、テレワーク環境の整備を行っていく。
- ・ペーパーレス会議やサテライトオフィス勤務を行うために必要な無線LANアクセスポイントを整備し、本庁舎各会議室に常設を予定している。

◎総務部長

- ・特別休暇の取扱い等、見直しを行っていく。
- ・職員のマスク着用については、外すことを基本としつつ、花粉症や風邪等の予防や高齢者等重症化リスクが高い市民との接触機会が多い等、様々な事情に応じて職員的意思により着用することとした。
- ・理由は、常にマスク着用の社会が長期に及び、特に年少の子どもたちの成長に影響があると考え、コロナ以前のように、お互いの表情が見える状態で円滑なコミュニケーションができることを目指すため。

◎市民部長

- ・所沢市斎場での新型コロナウイルスに感染した遺体の取扱いについて、国のガイドラインが改訂され、適切な感染対策の処置がなされていれば納体袋が不要となり、通常火葬時間帯での対応が可能となった。
- ・まちづくりセンターや他所管施設について、マスク着用は個人の判断とし、マスク着用を案内する掲示物は撤去した。

◎福祉部長

- ・所沢サン・アビリティーズ及び老人福祉センター・憩の家では、マスク着用の推奨を継続して案内している。
- ・地域福祉センターでのマスク着用は個人の判断を基本としつつ、近距離での会話では着用を推奨している。

◎こども未来部長

- ・保育園を始め、所管施設でのマスク着用は個人の判断としており、制限はしていない。
- ・施設の消毒、換気、密の回避等については継続して実施する。

◎市民医療センター事務部長

発熱患者数も減少傾向だが、陽性率はそれ以上に大幅な減少となっている。

◎教育総務部長

- ・所管施設のガイドラインを見直し、マスク着用の文言を削除した。
- ・マスク着用案内の掲示物も撤去し、イベントの人数制限や感染者が発生した場合の報告義務付けも廃止した。

◎学校教育部長

- ・学校では卒業式等、様々な場面で判断が求められるため、今後の対応について市の方針を各学校へ発出する予定。
- ・主な内容には、「給食時に生徒の机を向かい合わせにする場合に1メートル以上離すこと」等

が掲げられているが、実際に机を合わせると既に1メートル以上離れているので、現場での運用には影響は少ないものと考えている。

・5月8日以降に新型コロナウイルス感染した場合は、出席停止の取扱いになると思うが、現行の季節性インフルエンザと同様なのかわからないため、国や県の動向を確認し、対応していく。

◎上下水道局長

・窓口対応は指定の業者に高齢の方がいたり、図面審査等で至近距離での対応となることから、当面の間、カウンターのパーテーションを残し、職員はマスクを着用する。

・出前教室で職員を学校へ派遣することもあるので、学校の要望を踏まえ適宜対応していく。

◆次回会議予定

令和5年4月下旬～5月上旬頃

3 閉 会